

伐採及び伐採後の造林届出書に係る天然更新確認調査に伴う確認書

本書は、伐採及び伐採後の造林届出書の届出者に対し、受理者が届出内容及び森林に関する法令、補助制度を説明し、届出者の理解を得たことを確認するものであります。

伐採後の造林計画を天然更新とした場合、天然更新確認・判断が複数年後となるため、天然更新完了が認められるまで、届出者と受理者が双方で本書を保管することとします。

◎窓口に来た方の、本人確認書類（免許証・身分証等）を提示願います。

また、本人以外の場合、権限確認書類（契約書・登記証明等）も合わせて提示願います。

1. 届出者は、森林法に基づいた森林の保護・施業をしなければならない。

① 市町村森林整備計画の遵守（森林所有者の責務）

届出者は、届出箇所森林の整備及び保全が図られるよう努める。

※例えば、森林を伐採したら、植林などにより森林に戻していく。

② 承継人に対する効力

届出書に係る処分・手続きは、権利者が変更した場合も承継人が引き継ぐ。

2. 市町村森林整備計画は、伐採後に森林に戻す方法を定めています。

伐採後に森林に戻す方法として、「植林」と「天然更新」があり、「天然更新」の場合次のとおり細かい確認作業定められています。

① 伐採後5年経過した段階で「天然更新」完了調査を実施します。

調査時期になりましたら、当方より通知いたします。

② 「天然更新」完了基準

別紙のとおりです。

③ 「天然更新」未了だった場合の植栽義務

自力植林又は森林経営計画に基づく植林をしていただきます。

3. 森林経営計画の加入と造林補助制度

別紙のとおり。

◎確認事項に☑し、必要事項を記入願います。

平成 年 月 日

窓口に来た方	住所	
	氏名	
森林所有者からみた窓口に来た方の関係 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> その他（委任状・契約書）		
※本人以外からの届出の場合は、委任状が必要です。		
役場窓口担当者名	課	係

※本書は、確認事項に☑し、必要事項を記入後、写しを届出者に交付するものとする。

届出者は、新たな権利者に承継する場合、本書を引き継ぐものとする。

本人確認	写真付	<input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 身障手帳 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> その他（ ）
	写真無	<input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 身障手帳 <input type="checkbox"/> 年金手帳・証書 <input type="checkbox"/> 預金通帳 <input type="checkbox"/> その他（ ）
権限確認		<input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 登記証明 <input type="checkbox"/> その他（ ）

※本人確認は、写真付きの場合1件、写真無しの場合2件確認する。